

平成18年5月26日

各 位

会 社 名 東 北 化 学 薬 品 株 式 会 社

代 表 者 の 役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 東 康 夫

(JASDAQ コード番号7446)

問 い 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 グ ル ー プ 長 工 藤 幸 弘

電 話 番 号 0 1 7 2 - 3 3 - 8 1 3 1 (代 表)

内部統制システムの基本方針について

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会決議において、内部体制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令遵守の統括部門として管理グループは、コンプライアンス体制に関する規程を整備し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
 - (2) 取締役が法令、定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための体制を強化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び社内規程（取締役会規程、稟議規程、文書取扱執務基準など）に基づき、保存及び管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 管理グループ担当役員をリスク管理責任者として、リスクに対する対応策の策定及び実施を各部門に徹底する。
 - (2) 各部門単位で個別業務に係るリスク管理の方針及び規程を整備し、リスク管理者の監督のもと定期的に見直し、監査役及び取締役によるチェックを受ける。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を毎月1回定期的に開催する。
 - (2) 「職務権限規程」「分掌規程」に基づいた業務の執行を行う。
5. 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ企業の業務の適正を確保するため、管理グループにおいて、「子会社、関連会社管理規程」に基づき、子会社の状況に応じた必要な管理を行う。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助する組織を管理グループとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役または使用人は、法定事項のほか、経営状況の大きな変動やコンプライアンス上の重要な事項等、当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに監査役会に報告することとする。
 - (2)監査役は、必要に応じて内部監査部門等に対し、内部監査結果の報告を求め、また特定事項の調査を求めることができる。
 - (3)常勤監査役は、監査役会を毎月1回定期的に開催する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)社外監査役の独立性要件を確保し、対外透明性を高める監査体制。
 - (2)会計監査人と必要に応じ積極的な連携、意見交換を行う。
 - (3)子会社監査役と連絡を密にし、グループ内監査の効率化に努める。

以上